

令和5年度東広島市認可保育所等指導監査結果

令和6年1月18日 更新

種別	区分	施設名	所在地	設置者	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善確認日	改善状況
保育所	私	西条にじいろ保育園	西条本町11-13	社会福祉法人大空会	令和5年7月24日	令和5年10月25日	なし	—	—
保育所	私	あおぞらキッズスクール	西条町寺家6454	社会福祉法人葵新生会	令和5年7月25日	令和5年10月25日	○施設の運営管理体制の状況 (1) 当期末支払資金残高については、長期的に安定した経営を確保するために計画的に積立資産に積み立てることなどにより、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 (2) 拠点区分間の資金貸借については年度内に清算を行うこと。	令和5年11月16日	改善中
保育所	私	西条あおい保育園	西条町寺家5017-3	社会福祉法人葵新生会	令和5年7月26日	令和5年10月25日	○施設の運営管理体制の状況 拠点区分間の資金貸借については年度内に清算を行うこと。	令和5年11月15日	改善中
認定こども園	私	志和龍城認定こども園	志和町志和西1456-3	社会福祉法人龍城福祉会	令和5年7月27日	令和5年10月25日	なし	—	—
認定こども園	私	認定こども園愛育園	西条町御園宇6245-1	社会福祉法人愛和福祉会	令和5年7月31日	令和5年10月25日	なし	—	—
保育所	私	三永太陽保育園	西条町下三永730-19	社会福祉法人経山会	令和5年8月2日	令和5年10月25日	なし	—	—
保育所	私	八本松あおい保育園	八本松東六丁目6-28	社会福祉法人葵新生会	令和5年8月4日	令和5年10月25日	○施設の運営管理体制の状況 拠点区分間の資金貸借については年度内に清算を行うこと。	令和5年11月15日	改善中
保育所	私	玉法保育園	西条下見六丁目3-65	社会福祉法人明顕福祉会	令和5年8月7日	令和5年10月25日	○施設の運営管理体制の状況 (1) 保育士は保育資格を有し、保育士登録をしたものとする。 (採用時取得見込みだった者の保育士登録が確認できない職員がいた。) (2) 人件費積立資産及び備品等購入積立資産について、目的外に使用する場合は事前に市に協議を行うこと。 (3) 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合には収支計算分析表を提出すること。 ○給食の状況 (3歳以上児について)土曜日の給食について提供すること。	令和6年1月17日	改善済
保育所	私	みそのうにじいろ保育園	西条町御園宇4907-1	社会福祉法人大空会	令和5年8月8日	令和5年10月25日	なし	—	—
保育所	私	あおい保育園	西条町寺家737	社会福祉法人葵新生会	令和5年8月9日	令和5年10月25日	なし	—	—
認定こども園	私	サムエル東広島こどもの園	高屋町中島490-5	社会福祉法人IGL学園福祉会	令和5年8月21日	令和5年10月25日	なし	—	—
認定こども園	私	サムエル西条こどもの園	西条町土与丸1179-1	社会福祉法人IGL学園福祉会	令和5年8月23日	令和5年10月25日	なし	—	—
認定こども園	私	桜が丘認定こども園	西条町寺家7094-1	社会福祉法人 石川福祉会	令和5年8月24日	令和5年10月25日	なし	—	—
認定こども園	私	八本松太陽こども園	八本松町飯田原10128-196	社会福祉法人経山会	令和5年8月25日	令和5年10月25日	○防災・防犯対策への取組状況 災害によりライフラインが寸断された場合に備えて、ライフライン復旧までの間、最低限の機能を維持するために必要な物資を備蓄すること。	令和5年11月30日	改善中
保育所	私	入野光保育園	河内町入野868-3	社会福祉法人入野福祉会	令和5年8月29日	令和5年10月25日	なし	—	—
保育所	私	西志和中央保育園	志和町七条栴坂1249	社会福祉法人鳳生福祉会	令和5年8月30日	令和5年10月25日	なし	—	—
小規模保育事業	私	小規模保育園かえでの森	西条町御園宇10549-20	社会福祉法人紅楓福祉会	令和5年9月4日	令和5年10月25日	なし	—	—
保育所	私	青雲保育園	西条町寺家1427	社会福祉法人青雲福祉会	令和5年9月5日	令和5年10月25日	○入所児童の生活環境等の確保の状況 施設内において、児童の事故の発生を防止するための措置を講ずること。 ・4歳児保育室及びプレイルームのピアノの蓋で指等を挟む恐れがある。	令和5年10月31日	改善済
保育所	私	東志和保育園	志和町志和東1210	社会福祉法人生城福祉会	令和5年9月7日	令和5年10月25日	○施設の運営管理体制の状況 保育士は保育資格を有し、保育士登録をしたものとする。 (雇用期間が決まった保育士の資格の確認ができない者がいた。)	令和5年11月15日	改善済

種別	区分	施設名	所在地	設置者	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善確認日	改善状況
小規模 保育事業	私	めばえ保育園	八本松南二丁目 4-14	有限会社トラスト メディカ	令和5年9月14日	令和5年11月13日	<p>○施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 令和3年度までの貸借対照表は令和4年度指導監査の指摘のとおり修正されているが、令和4年度の貸借対照表は再び従前と同様の誤った方法で利益剰余金が計上されている。</p> <p>本部勘定を調整科目として利用して、最終的に貸借対照表の形をとっていると思われ、正規の簿記の原則にしたがって記帳し、決算書の信頼性を高めること。</p> <p>(2) 令和4年度においても本部から資金が流入しているが、その目的がよくわからない。入金あるいは出金があるときにその目的を記録すること。</p>	令和5年12月13日	改善済
保育所	私	オーエヌ第1保 育園	西条昭和町 9-8	有限会社オーエヌ 総合教育センター	令和5年10月31日	令和5年11月28日	<p>○施設の運営管理体制の状況</p> <p>経理規程の項目として「小口現金」の記載はあるが、「現金」についての記載がない。「現金」の適切な管理を行う上で、規程上整備すること。</p> <p>○必要な職員の確保と職員処遇の状況</p> <p>(1) 保育士の資格を有しているパートタイム労働者に対して資格手当が支払われていないため、同一労働同一賃金の考え方に基づき、格差については合理的な説明ができるようにすること。</p> <p>(2) 1か月変形労働時間制を採用しているが、労働者の都合による早退又は遅刻における不労分を別労働日へ繰り越す取扱い、将来的な労働時間から前倒し、及び将来の所定労働時間を短縮させる取扱いの結果、1日の所定労働時間である8時間を超えた部分に対する割増賃金が支払われていないため、改めること。</p> <p>また、1か月の法定労働時間の総枠を超えた部分に対する割増賃金が支払われていないため、改めること。</p>	令和5年12月12日	改善済
保育所	私	アイグラン保育園 西条中央	西条中央五丁目 17-11	株式会社アイグラン	令和5年9月22日	令和5年12月1日	<p>○施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 仮払金・仮受金について、正規の簿記の原則に従って会計帳簿に記帳し、総勘定元帳を作成し、総勘定元帳より期末残高の内訳を明確にすること。</p> <p>(2) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況について、備え付け、閲覧に供している保育所事業に区分した貸借対照表が正規の簿記の原則に従って作成されておらず、また正規の簿記の原則と同等の貸借対照表とは認められないものであったため「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の1(5)①の要件を満たしていなかった。そして、同要件が条件となっている保育所施設・整備積立金を積立てており、目的以外に使用していた。同様に、同要件が条件となっている前期末支払資金残高を同一設置者が運営する他の保育所の人件費に充てていた。</p> <p>以下のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の簿記の原則に従って作成された保育所事業に区分した貸借対照表を備え付け、閲覧に供すること。 ・保育所施設・整備積立金を取崩すこと、取崩された保育所施設・整備積立金を目的以外に使用しないこと、前期末支払資金残高を同一設置者が運営する保育所の経費等に充てないこと。 <p>(3) 仮払金・仮受金について、指導監査対象施設作成の「仮払金明細書」は正規の簿記の原則に従ったものではないものの、本部への資金の貸付けと本部で支払った指導監査対象施設の費用を本部への貸付金との相殺が主な内容であり、当該貸付金について、年度を越して貸付けていた。また貸付けた資金が何に使用されているか不明であった。そのため、本部への貸付けは年度内に限って行うこと。過去の貸付金を保育園に戻すこと。また、貸付けの内容を明確にし、その根拠を残すこと。</p> <p>○ 必要な職員の確保と職員処遇の状況</p> <p>雇用通知書の1週間の所定労働時間が20時間未満であり、かつ勤務実態においても、ほとんどの月において週の労働時間が20時間未満であるにもかかわらず、雇用保険の被保険者の届け出がなされ、保険料を徴収されている労働者が2名いた。当該2名は、雇用保険法上、被保険者に該当しないので、適用の誤りであり、被保険者から外す必要がある。適用の誤りによって被保険になった場合の対応についてハローワークに相談の上、必要な手続きを行うこと。</p>	令和6年1月17日	改善中

種別	区分	施設名	所在地	設置者	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善確認日	改善状況
保育所	私	アイگران保育園 寺西	西条町寺家 3 2 3 3 - 1	株式会社アイグラ ン	令和5年9月29日	令和5年12月1日	<p>○ 施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 仮払金・仮受金について、正規の簿記の原則に従って会計帳簿に記載し、総勘定元帳を作成し、総勘定元帳より期末残高の内訳を明確にすること。</p> <p>(2) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況について、備え付け、閲覧に供している保育所事業に区分した貸借対照表が正規の簿記の原則に従って作成されておらず、また正規の簿記の原則と同等の貸借対照表とは認められないものであったため「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の1(5)①の要件を満たしていなかった。</p> <p>そして、同要件が条件となっている保育所施設・整備積立金を積立てており、目的以外に使用していた。</p> <p>同様に、同要件が条件となっている前期末支払資金残高を同一設置者が運営する他の保育所の人件費に充てていた。</p> <p>以下のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の簿記の原則に従って作成された保育所事業に区分した貸借対照表を備え付け、閲覧に供すること。 ・保育所施設・整備積立金を取崩すこと、取崩された保育所施設・整備積立金を目的以外に使用しないこと、前期末支払資金残高を同一設置者が運営する保育所の経費等に充てないこと。 <p>(3) 仮払金・仮受金について、指導監査対象施設作成の「仮払金明細書」は正規の簿記の原則に従ったものではないものの、本部への資金の貸付けと本部で支払った指導監査対象施設の費用を本部への貸付金との相殺が主な内容であり、当該貸付金について、年度を越して貸付けていた。また貸付けた資金が何に使用されているか不明であった。そのため、本部への貸付けは年度内に限って行うこと。過去の貸付金を保育園に戻すこと。また、貸付けの内容を明確にし、その根拠を残すこと。</p>	令和6年1月17日	改善中
保育所	私	アイگران保育園 寺家	西条町寺家 4 7 5 8	株式会社アイグラ ン	令和5年10月2日	令和5年12月1日	<p>○ 施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 仮払金・仮受金について、正規の簿記の原則に従って会計帳簿に記載し、総勘定元帳を作成し、総勘定元帳より期末残高の内訳を明確にすること。</p> <p>(2) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況について、備え付け、閲覧に供している保育所事業に区分した貸借対照表が正規の簿記の原則に従って作成されておらず、また正規の簿記の原則と同等の貸借対照表とは認められないものであったため「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の1(5)①の要件を満たしていなかった。</p> <p>そして、同要件が条件となっている保育所施設・整備積立金を積立てており、目的以外に使用していた。</p> <p>同様に、同要件が条件となっている前期末支払資金残高を同一設置者が運営する他の保育所の人件費に充てていた。</p> <p>以下のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の簿記の原則に従って作成された保育所事業に区分した貸借対照表を備え付け、閲覧に供すること。 ・保育所施設・整備積立金を取崩すこと、取崩された保育所施設・整備積立金を目的以外に使用しないこと、前期末支払資金残高を同一設置者が運営する保育所の経費等に充てないこと。 <p>(3) 仮払金・仮受金について、指導監査対象施設作成の「仮払金明細書」は正規の簿記の原則に従ったものではないものの、本部への資金の貸付けと本部で支払った指導監査対象施設の費用を本部への貸付金との相殺が主な内容であり、当該貸付金について、年度を越して貸付けていた。また貸付けた資金が何に使用されているか不明であった。そのため、本部への貸付けは年度内に限って行うこと。過去の貸付金を保育園に戻すこと。また、貸付けの内容を明確にし、その根拠を残すこと。</p>	令和6年1月17日	改善中

種別	区分	施設名	所在地	設置者	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善確認日	改善状況
保育所	私	アイグラン保育園 西条東	西条町西条東 751-1	株式会社アイグラン	令和5年10月3日	令和5年12月1日	<p>○ 施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 仮払金・仮受金について、正規の簿記の原則に従って会計帳簿に記載し、総勘定元帳を作成し、総勘定元帳より期末残高の内訳を明確にすること。</p> <p>(2) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況について、備え付け、閲覧に供している保育所事業に区分した貸借対照表が正規の簿記の原則に従って作成されておらず、また正規の簿記の原則と同等の貸借対照表とは認められないものであったため「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の1(5)①の要件を満たしていなかった。</p> <p>そして、同要件が条件となっている保育所施設・整備積立金を積立てており、目的以外に使用していた。</p> <p>同様に、同要件が条件となっている前期末支払資金残高を同一設置者が運営する他の保育所の人件費に充てていた。</p> <p>以下のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の簿記の原則に従って作成された保育所事業に区分した貸借対照表を備え付け、閲覧に供すること。 ・保育所施設・整備積立金を取崩すこと、取崩された保育所施設・整備積立金を目的以外に使用しないこと、前期末支払資金残高を同一設置者が運営する保育所の経費等に充てないこと。 <p>(3) 仮払金・仮受金について、指導監査対象施設作成の「仮払金明細書」は正規の簿記の原則に従ったものではないものの、本部への資金の貸付けと本部で支払った指導監査対象施設の費用を本部への貸付金との相殺が主な内容であり、当該貸付金について、年度を越して貸付けていた。また貸付けた資金が何に使用されているか不明であった。そのため、本部への貸付けは年度内に限って行うこと。過去の貸付金を保育園に戻すこと。また、貸付けの内容を明確にし、その根拠を残すこと。</p>	令和6年1月17日	改善中
保育所	私	アイグラン保育園 川上	八本松飯田二丁目 5番3号	株式会社アイグラン	令和5年10月6日	令和5年12月1日	<p>○ 施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 仮払金・仮受金について、正規の簿記の原則に従って会計帳簿に記載し、総勘定元帳を作成し、総勘定元帳より期末残高の内訳を明確にすること。</p> <p>(2) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況について、備え付け、閲覧に供している保育所事業に区分した貸借対照表が正規の簿記の原則に従って作成されておらず、また正規の簿記の原則と同等の貸借対照表とは認められないものであったため「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の1(5)①の要件を満たしていなかった（詳細は別紙参照）。</p> <p>そして、同要件が条件となっている保育所施設・整備積立金を積立てており、目的以外に使用していた。</p> <p>同様に、同要件が条件となっている前期末支払資金残高を同一設置者が運営する他の保育所の人件費に充てていた。</p> <p>以下のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の簿記の原則に従って作成された保育所事業に区分した貸借対照表を備え付け、閲覧に供すること。 ・保育所施設・整備積立金を取崩すこと、取崩された保育所施設・整備積立金を目的以外に使用しないこと、前期末支払資金残高を同一設置者が運営する保育所の経費等に充てないこと。 <p>○ 必要な職員の確保と職員処遇の状況</p> <p>雇用通知書の一週間の所定労働時間が20時間未満であり、かつ勤務実態においても、ほとんどの月において週の労働時間が20時間未満であるにもかかわらず、保険料を徴収されている労働者が1名いた。雇用保険法上、被保険者に該当しないので、適用の誤りであり、被保険者から外す必要がある。適用の誤りによって被保険になった場合の対応についてハローワークに相談の上、必要な手続きを行うこと。</p>	令和6年1月17日	改善中

種別	区分	施設名	所在地	設置者	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善確認日	改善状況
保育所	私	アイグラン保育園 広島大学	鏡山一丁目 7-5	株式会社アイグラン	令和5年10月13日	令和5年12月1日	<p>○ 施設の運営管理体制の状況</p> <p>(1) 仮払金・仮受金について、正規の簿記の原則に従って会計帳簿に記帳し、総勘定元帳を作成し、総勘定元帳より期末残高の内訳を明確にすること。</p> <p>(2) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況について、備え付け、閲覧に供している保育所事業に区分した貸借対照表が正規の簿記の原則に従って作成されておらず、また正規の簿記の原則と同等の貸借対照表とは認められないものであったため「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の1(5)①の要件を満たしていなかった。</p> <p>そして、同要件が条件となっている保育所施設・整備積立金を積立てており、目的以外に使用していた。</p> <p>同様に、同要件が条件となっている前期末支払資金残高を同一設置者が運営する他の保育所の人件費に充てていた。</p> <p>以下のいずれかを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の簿記の原則に従って作成された保育所事業に区分した貸借対照表を備え付け、閲覧に供すること。 ・保育所施設・整備積立金を取崩すこと、取崩された保育所施設・整備積立金を目的以外に使用しないこと、前期末支払資金残高を同一設置者が運営する保育所の経費等に充てないこと。 <p>(3) 仮払金・仮受金について、指導監査対象施設作成の「仮払金明細書」は正規の簿記の原則に従ったものではないものの、本部への資金の貸付けと本部で支払った指導監査対象施設の費用を本部への貸付金との相殺が主な内容であり、当該貸付金について、年度を越して貸付けていた。また貸付けた資金が何に使用されているか不明であった。そのため、本部への貸付けは年度内に限って行うこと。過去の貸付金を保育園に戻すこと。また、貸付けの内容を明確にし、その根拠を残すこと。</p>	令和6年1月17日	改善中